

第 1 回 美里町総合計画審議会 議事録

年 月 日	平成 27 年 9 月 13 日 (日)
場 所	美里町庁舎 3 階会議室
審 議 開 始 時 間	午前 10 時 00 分
出 席 委 員	曾根昭夫委員 松田政治委員 今野良寿委員 長岡力男委員 古内世紀委員 櫻井均委員 羽生安美委員 多田志穂委員 手島捺希委員 手島牧世委員 澤村美香子委員 青木英治委員 徳永幸之委員 西川正純委員 塩野悦子委員 佐々木勝男委員 日塔明広委員 阿部雅良委員 渡邊新美委員 涌井良宣委員 小野俊次委員 山口保広委員 高橋実委員
欠 席 委 員	粟野敏夫委員 渡部直喜委員 古川隆委員 引地豊委員 大友雅志委員 岩本智志委員
主席事務局職員等	相澤清一町長 佐々木賢治教育長 須田政好課長 佐々木義則課長補佐 尾形賢太係長 佐々木達也係長
会 議 傍 聴 者 数	10 人
審 議 終 了 時 間	午後 12 時 04 分

審議開始

- 午前・午後 10 時 00 分 開始 -

協議

佐々木課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまより、第 1 回美里町総合計画審議会を開会いたします。

開会にあたりまして、美里町長より挨拶を申し上げます。

相澤町長 みなさん、おはようございます。町長の相澤でございます。マイクがないので高い声で喋らせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日は、公私ともに大変お忙しい中、また日曜日開催にもかかわらず多数ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

只今、代表受領となりました曾根昭夫さんに委嘱状を交付させていただきました。皆様方には何かとよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

一昨日の大雨、洪水、集中豪雨がございまして、私も心配をし、本町でも警備体制をとっておりましたが、残念ながら南郷地区の名鱈沼で、2 年前にも工事をしたんですけども、それが破壊されまして、20メートルほど崩れました。民家には届いていませんが、水田、畑が水浸しの状態となっております。現在その対応をしているところでございま

す。本日の会議には副町長も出席するはずでしたが、現場で土地改良区と連携しながら対応しているところで、本日の会議は欠席ということになっておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

美里町は、合併しまして10年目を迎えます。平成18年に合併し10年目を迎えるわけですが、一つの区切りでございます。10年前にも総合計画を策定いたしました。そうした中で総合計画を策定した中で、これまで行政運営を進めてまいりました。その10年間でいろいろな反省、またいろいろな形をしっかりとしてきましたけれども、これまでの反省を踏まえまして、今回の総合計画を策定することになりました。10年目を迎えて総合計画を策定するわけですが、国が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を打ち出しまして、それに相まって、我々も10年目を迎えるということで新たな総合計画を策定することになりました。これまで町または職員でしっかりと作り上げてきましたけれども、総合計画はこれからの将来の方向性をしっかりと形作る大切な計画であると思っております。これから総合計画、建設計画にしっかりと反映させていきたいと思っております。委員の皆様方には今回の総合計画で様々な諮問をいたします。こういうふうな中でいろんなご意見をいただきながら、今後美里町をしっかりとした町にしていきたいと思っておりますので、是非ともいろいろなご意見を、各種各層から皆様にご出席でございますので、いろいろなご意見を出し合いながら、将来の美里町の行政運営に反映して参りたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひを申し上げたいと思っております。

これから5つの部会に分かれて協議していただきますけれども、皆様方にはお仕事上大変お忙しいことと思ひますが、今後5つの部会で何回か協議を重ねていただきますが、皆様方には忌憚のないご意見をいただきまして、今後の美里町のしっかりとした将来像のために総合計画を作りあげることができればいいと思っておりますので、皆様方のお力添えをお願ひしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひを申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうもご苦労さまでございます。

佐々木補佐

続きまして委員の紹介に移らせていただきます。委員の紹介につきましては企画財政課長から紹介させていただきます。

須田課長

皆さん、改めましておはようございます。

今回の総合計画を担当します町の企画財政課長の須田政好と申します。よろしくお願ひいたします。

本日の席順でございますが、名簿の順番で決めさせていただいております。委員紹介につきましては名簿順に私のほうから紹介させていただきます。お手元に配布しております資料3が委員名簿となっておりますので併せてご覧ください。

初めに一般住民の委員でございます。曾根昭夫さんです。

曾根委員 よろしくお願ひします。

須田課長 名簿番号 2 番の松田攻治さんです。

松田委員 よろしくお願ひします。

須田課長 名簿番号 3 番の今野良寿さんです。

今野委員 よろしくお願ひします。

須田課長 名簿番号 4 番の長岡力男様でございます。

長岡委員 よろしくお願ひします。

須田課長 名簿番号 5 番の古内世紀様でございます。

古内委員 よろしくお願ひします。

須田課長 名簿番号 6 番の櫻井均さんでございます。

櫻井委員 よろしくお願ひします。

須田課長 名簿番号 7 番の羽生安美さんでございます。

羽生委員 よろしくお願ひします。

須田課長 二つ飛びまして名簿 10 番の多田志穂さんでございます。

多田委員 よろしくお願ひいたします。

須田課長 名簿 11 番の手島捺希さんでございます。

手島（捺）委員 よろしくお願ひいたします。

須田課長 名簿 12 番の手島牧世さんでございます。

手島（牧）委員 よろしくお願いいたします。

須田課長 一つ飛びまして名簿 1 4 番の澤村美香子さんでございます。

澤村委員 よろしくお願いいたします。

須田課長 名簿 1 5 番の青木英治さんでございます。

青木委員 よろしくお願ひします。

須田課長 以上 1 5 番までが一般住民からの選出でございます。
次に学識経験者から選出させていただきました名簿 1 6 番、宮城大学事業構想学部教授の徳永幸之様でございます。

徳永委員 徳永でございます。よろしくお願いいたします。

須田課長 一つ飛びまして名簿 1 8 番、学識経験者の宮城大学食産業学部教授の西川正純様でございます。

西川委員 西川です。よろしくお願ひします。

須田課長 名簿 1 9 番、学識経験者の宮城大学看護学部教授の塩野悦子様でございます。

塩野委員 塩野でございます。よろしくお願いいたします。

須田課長 名簿 2 0 番、学識経験者の前美里町教育委員会委員長の佐々木勝男様でございます。

佐々木委員 佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

須田課長 名簿 2 1 番、関係行政機関からの選任でございます。宮城県美里農業改良普及センター所長の日塔明広様でございます。

日塔委員 日塔でございます。よろしくお願いいたします。

須田課長 一つ飛びまして名簿番号 2 3 番、町の公共的機関からの選出でございます。みどりの農業協同組合専務理事の阿部雅良様でございます。

- 阿部委員 阿部です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 須田課長 名簿 2 4 番、同じく町の公共的団体からの選任でございます。遠田商工会会長の渡邊新美様でございます。
- 渡邊委員 渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 須田課長 名簿 2 5 番、同じく町の公共的団体からの選任でございます。美里町認定農業者連絡協議会会長の涌井良宣様でございます。
- 涌井委員 涌井です。よろしくお願いいたします。
- 須田課長 名簿 2 6 番、同じく町の公共的団体からの選任でございます。美里町行政区長会会長の小野俊次様でございます。
- 小野委員 小野です。よろしくお願いします。
- 須田課長 名簿 2 6 番、同じく町の公共的団体からの選任でございます。美里町社会福祉協議会地域福祉課長の山口保広様でございます。
- 山口委員 山口でございます。よろしくお願いいたします。
- 須田課長 条例区分に「その他」と記載されておりますが、町長が必要と判断した場合に認める選任枠でございます。名簿 2 8 番の七十七銀行小牛田支店長の岩本様につきましては本日欠席でございます。
名簿番号 2 9 番 J R 東日本小牛田駅の駅長、高橋実様でございます。
- 高橋委員 高橋です。よろしくお願いします。
- 須田課長 本日の欠席者は名簿 8 番粟野敏夫さん、名簿 9 番の渡部直喜さん、名簿 1 3 番引地豊さん、名簿 2 2 番古川労働基準監督署署長の友雅志さん、名簿 2 8 番七十七小牛田支店支店長の岩本智志さんにつきましては本日欠席となっております。
(もう一人の声)
失礼いたしました。名簿番号 1 7 番宮城大学地域連携センター地域振興事業部部長の古川隆様につきましても欠席でございます。

次に町の職員について紹介させていただきます。
先ほどご挨拶申し上げました町長の相澤清一でございます。

相澤町長 よろしくお願ひ申し上げます。

須田課長 教育委員会教育長の佐々木賢治でございます。

佐々木教育長 よろしくお願ひいたします。

須田課長 事務局の紹介をさせていただきます。
課長補佐の佐々木義則でございます。

佐々木課長補佐 佐々木です。どうぞよろしくお願ひします。

須田課長 政策係長で総合計画の主担当を担当いたします佐々木達也でございます。

佐々木係長 佐々木です。どうぞよろしくお願ひいたします。

須田課長 企業立地推進係長の尾形賢太です。

尾形係長 尾形です。よろしくお願ひします。

須田課長 尾形が総合計画の副担当となり、主担当の佐々木とともに作業を進めていくこととなります。

総合計画策定委員会の委員であります役場の各課長等が出席しております。資料4に課長等の名簿がございます。それぞれ自己紹介で紹介させていただきます。

～ 課長等自己紹介～

須田課長 名簿13番の教育総務課参事大友義孝、名簿番号21番建設課沼津晃也につきましては、他の公務と重なり本日は欠席しております。

最後に名簿番号5番の企画財政課長の須田でございます。よろしくお願ひします。

以上で委員の紹介を終わらせていただきます。

佐々木課長補佐 続きまして、会長及び副会長選任に移らせていただきます。
仮議長として町長を議長に進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

相澤町長 それでは、座長は会長が務めることとなっておりますので、会長が決定するまで暫時の間わたくしが座長を務めさせていただきます。

 続きまして次第4番、会長副会長の選任でございます。美里町総合計画審議会条例第5条の規定により、会長副会長の選任につきましては、委員の互選によって定めると規定されております。会長副会長の選任についてお諮りいたします。いかがいたしましょうか。皆さんにお諮りいたします。

佐々木委員 はい。

相澤町長 はい、佐々木委員さん。

佐々木委員 事務局案ということで何かありましたらお願いしたいと思います。

相澤町長 只今佐々木委員さんから事務局案ということでございますけれども、よろしいですか。

 (異議なしの声あり)

相澤町長 それでは事務局案ありましたらお願いします。

須田課長 それでは提案させていただきます。会長に名簿16番の宮城大学の徳永先生にお願いしたいと思います。副会長には名簿24番の遠田商工会の渡邊会長さんをお願いしたいと思います。

相澤町長 只今、事務局案として会長に宮城大学の徳永先生、副会長に遠田商工会会長の渡邊新美さんとの提案がございました。

 お諮りいたします。事務局案でよろしいですか。

 (異議なしの声あり)

相澤町長 それではそのように決定させていただきます。徳永会長に座長をお願いいたします。徳永会長、渡邊副会長から一言ご挨拶をお願いします。

徳永会長 只今会長に任命いただきました宮城大学の徳永でございます。

 わたくし前回、5年前の中間見直しの際にも携わらせていただきまして、それ以来、美里の行政に関わらせていただいております。

この総合計画でございますけれども、美里町に限らず非常にいろいろな分野、たくさんの分野について、すべて町の行政としてやるべきことを記述しているわけでございます。それぞれの分野の政策、施策すべてが結びついてこの町全体を良くしていくんだという一つの方向性それがはっきり見えてくれば、しっかりとまとまった総合計画の目指すべき方向性を指し示すのではないかと考えております。さらに最近の地方創生の中で総合戦略というものも同時に考えていかなければなりません。総合計画は向こう10年位先を考えているわけでございますが、地方創生のほうは人口ビジョンとしては40年、50年先を見据えたものですが、今後5年間どうして行こうかというのがこの総合計画でございます。そういうことを踏まえたうえで、10年先を見据えた総合計画となるわけでございます。その中で若い世代をどうしていくのかということが重要なポイントとなってくるわけでございますので、そういう視点で皆様方から忌憚のないご意見をいただきたいと考えております。なにぶん短い期間での協議となりますので、皆様方お忙しいこととは思いますが、ご協力いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

渡邊副会長 おはようございます。遠田商工会の渡邊でございます。遠田商工会は合併してから5年となっております。行政は違いますが涌谷と美里2町で遠田商工会の区域となっておりますが、そのような中で美里町の審議会委員ということはかなり重圧がありますが、皆様のご協力をいただきながら職責を果たしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

佐々木課長補佐 それでは諮問に移らせていただきます。町長より会長へ諮問書をお渡しいたします。

相澤町長 ～ 諮問書読み上げ～
よろしく願いいたします。

佐々木課長補佐 それでは次第6の説明に入りますが、審議会条例第7条の規定により、ここから会長が座長を務めることとなりますのでよろしくお願いいたします。

徳永会長 それでは説明に入ります前に、美里町総合計画審議会条例第7条にあります、委員29名中23名出席されていますので半数以上出席されているということでこの会議は成立いたします。資料1の2ページ目の第7条第2項でございます。委員の半数以上が出席しなければ会議を開催できないとあります。

会議の記録についてお諮りいたします。全文記録と要約記録という方式がございますけれども、どの方式とするかこの場でお決めいただきたいと思っております。

曾根委員 全文記録でお願いします。

徳永会長 只今、全文でというご意見がございましたが、皆さんいかがでしょうか。

松田委員 全文記録ということですが、審議の内容によっては個人情報を取り扱うことも出てくるかもしれませんので、そのような場合は個人情報に配慮し要約記録でもよいのではないのでしょうか。

徳永会長 基本的には全文記録ですが、公開に関しては内容によっては要約記録ということですね。

曾根会長 全文記録でと申しましたが、前回の見直しの時にも述べておりますが、きちんとした記録に基づいて進めていかないと、後で「こんなこと言ってなかったね」ということにもなりますね。いい加減な要約では反対の、右の方だったのが左の方に書かれてしまうことはよくあることです。事務局の都合のいいように書かれてしまう場合もあるわけですから、そのようなことがないように、発言者は責任を持って発言しているわけですから、そのようにしっかりとした記録でお願いしたいと思います。

徳永会長 それぞれのご発言につきましては、ご本人の確認をいただいた上での事となると思いますので、そういう形で進めさせていただきたいと思います。

次に会議録の署名人を2名ずつ署名いただくということになりますけれども、署名人につきましては会長指名でよろしいでしょうか。

曾根委員 署名人について申し上げられましたが、署名するときに、先ほども全文記録としましたが、内容を必ず確認して最終的な署名後、正文になると思うんです。そこなんです大事な。それで署名をもらう前に、いろいろ本人に対して確認しなければいけないので、こうだったというやつをそれぞれの委員に配ってもらわないと、何を発言したか分からなくなってしまう。それを確認するために確実に手元に配布して、最終的に、例えば、曾根が確認したところ何もなかったというのであれば、その通りだとすれば、そのようになっていくと思うんですけど、その辺なんです。

須田課長 完成した会議録を皆さんに配るということですか。それとも確認する前のものを配るということですか。

曾根委員 完成する前の話です。

須田課長 発言した内容を各発言者が確認するということですね。

曾根委員

そうです。

須田課長

分かりました。

曾根委員

それとですね、これ大事なことなんです。次の会議を開く前にその行為を行うことです。よろしいですね。後から1年も過ぎてから会議録ができて意味がないんです。次の会議開く前に全部処理してください。というのが私の発言でございます。以上でございます。

徳永会長

はい、それではそのようにさせていただきます。

それでは、本日の署名人でございますが、会長指名でよろしかったですね。それでは名簿順に署名をお願いしたいと思います。本日は1番の曾根委員と2番の松田委員をお願いしたいと思います。記録の方は事務局でよろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります。

説明ということで審議会の設置について事務局から説明をおねがいします。

須田課長

それでは、次第の6、説明ということで行わせていただきます。最初に、資料の確認をさせていただきます。次第ございますか。一番下に資料1から資料10まで、資料を列記させていただいております。資料1から10までであることを確認してください。それから現行の総合計画書を配布しております。それからもっとも肝心の委嘱状、それからネームプレートを配らせていただいております。全体会では机の上のプレートを置かせていただきますが、分科会ではこのネームプレートをお使いください。よろしいですか。それでは、今日私が説明するものは、まずは全体的な流れから御説明を申し上げます。今は次第5番の説明までできました。その後、説明が終わりましたら、7番でカッコ1からカッコ3まで報告をさせていただきます。カッコ1とカッコ2につきましては、これまで取り組んできた内容について報告をさせていただきます。現状の計画の取組についてですね、総括を現在も作業中ですけれども、その経過について報告させていただきます。それから、住民意見・住民意向の把握について、これも現在進行中ですけれども、これまでの内容について報告をいたします。それを受けて、この次の美里町総合計画案を作成しましたので、そちらの構成等、概要を説明させていただきます。次、その後、部会を設置させていただきます。部会についての設置と、部会所属の委員の指名につきましては後ほどに資料を配らせていただきます。本日はこのような構成で、その他のところではスケジュール等若干の事務報告を行います。それで全体会を終了とさせていただきます、部会に移させていただきます。部会の方では、それぞれ部会員の顔合わせ、町の職員との顔合わせ、それから部会長を選任していただきます。会場等につきましては後ほどご案内いたしますのでよろしくお願い致します。

それで今回は1回目でございますが、報告の内容はカッコ1からカッコ3までと3つで

すが、それ以外にもさらに報告さしあげなければならないものがあります。それは2日目の全体会に持ち越しさせていただきます。今回のカッコ3であります美里町総合計画原案について若干の補足、それからもうひとつは、今町で問題となっています人口減少に対する人口の推計について、それから財政も今後の課題になってまいりますので、今後の財政についてです。これらについては2回目以降の説明とさせていただきます。

次に審議会の役割等でございますが、資料1、美里町総合計画審議会条例をご覧ください。併せて資料3の名簿もご覧いただければと思います。美里町総合計画審議会につきましては、自治法に定めてあります町の附属機関の一つであります。それを条例で町として設置しております。町長が必要と認める重要事項を調査審議すると定められています。でありますので、委員の皆様におきましては地方自治法に定めます非常勤職であります。地方公務員の身分となります。第2条は、先ほど委員の皆様を紹介する時に、若干触れましたが、選出の区分であります。これも条例で定めてまいります。カッコ1から5までのその他でございます。委員の任期につきましては、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする、委員は再任されることができ、となっております。今回につきましては、11月30日までの任期とさせていただきます。第4条では、専門委員を置くことができる、今回は現在のところでは設置しておりません。それから第5条は会長と副会長、それぞれ委員の互選を行う。それから第6条でございますが、これは後ほどご説明申し上げますが、町長の方から部会の設置が必要であるとのことから、部会での審議方式で行わせていただきます。カッコ1からカッコ5までの5つの部会を設置する考えでございます。2項、3項につきましては、それぞれ部会の説明であります。第7条につきましては、半数以上の出席によって会議が成立するなどの規定です。

今回、皆さんに委員の公募を行う記事においては、8月30日からと御案内をいたしました。8月30日から後ろに2週間ほどずれ込んでしまいました。委員の未定なところがあったこと、さらには会議資料の作成が間に合わなかったことで2週間ほど遅れてしまったこと、申し訳ありませんでした。それで任期については11月30日までとさせていただきます。

次に資料2ですね、こちらの方は美里町総合計画等策定委員会規程です。こちらはですね、各課長に原案を作成させるために委員会を設置すると規定しています。そして部会の方に配置する職員を町長が指名するとしています。中ほどには幹事会の設置とありますが、今回、幹事会は設置しておりません。策定委員会の設置をもって原案を策定しております。その策定委員の名簿は資料4です。町長を委員長として、副委員長に副町長、私が事務局長です。所属部会とありますが、これは規程の中ではじめから、どの課の管理職がどの部会に所属するかを定められているので、それにしたがって部会に入って必要な説明を行います。あるいはその部会で策定する策定案について作成することになります。

次に諮問の内容ですが、先ほど町長から会長の方に諮問をさせていただきました。それにつきましては資料5でございます。時間等の制約からまだ未熟な内容であります。まだ

未完成の内容で諮問をさせていただくということで皆様に失礼なことではありますが、その内容に対する意見をいただければと、そのように考えております。本日お渡ししたその他の資料は、審議するうえでの参考資料であります。審議していただき 11 月いっぱいまで答申していただき、議会への報告、町民へのパブリックコメント、その後には町民への説明を経て来年の 3 月までには策定したいと思っております。11 月 30 日まで、今回はかなり短期間で設定しております。これまでも何度か総合計画の作成を経験してきましたが、長くなるとどうも会議と会議の間が間延びしてしまって、前の会議の内容が薄れてしまって次の会議に入る。ですので、できればこの 2 か月間余りの中で集中的に審議していただきたいと思っております。それと議事録の作成について話がありましたが、確かに次の会議まで議事録を間に合わせるというのは大変なところもあります。それに負けないように事務局もがんばりますので、皆さんもこの期間内に答申を出していただければと思っております。

次はですね、大変失礼なことを申し上げるかもしれませんが、これまでの会議などの流れの中で、若干会議のルールから逸脱したという会議もありました。皆さんにはないと思われかもしれませんが、その辺の会議のルール、一人でどうとうと長い時間の発言、論を述べると言いますか、皆さんは貴重な時間を無駄にと言ったら失礼ですが浪費しますので、その点論点をまとめて発言していただきたいと思っております。それから、特定の個人、団体等の批評、中傷等にはならないようにお願いします。それから論点をですね、全体会でも分科会でも議長さん進めると思いますが、論点からあっち行ったり、こっち行ったりするとあれですので、皆さんがその論点を外さないように議長さんを含めながら進行のほどを統制していただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

それから、地方創生の記事を広報に 5 月から載せています。地方創生法の総合戦略というものがあるのですが、そちらと総合計画の関係についてですが、町としましては、地方創生は、今年あたりからずいぶんとニュースで流されています。その前には民間の団体から地方が消滅するという噂が流れていました。それは当然に人口問題研究所が推計した段階で我われも把握しています。来年からの総合計画、第 2 次になりますが、これについては人口減少に対する対策というのははじめから我々としても承知していました。その中でどうなっていくのか、先ほども話しましたけれども、議会でも説明していますが、財政の問題もありますが、人口もしかり、財政もしかり、今はぜんぜん問題はありますが、これからの 10 年、20 年を考えると、必ずやピンチになってきます。ですので、それに備えたこの 5 年間、今回の計画は 5 年間で考えています。その 5 年間になんとかしなければならぬ、そのような考えは持っておりました。その中で、安倍内閣が今年の 9 月の所信表明の中で同じようなことを述べていましたけれども、それを地方創生法に法律化して、市町村ができる、いや、努めなさいですね。地方創生に努めなさいということで、私たちとしましては今までやってきた総合計画の策定、平成 25 年度にも行ってきましたけれども、総合計画の策定と併せて策定をしていく、総合計画に含有して、総合計画の中に含まれてきますので、地方創生の総合戦略を総合計画と兼ねて作成する考えであり

ます。どちらも言っていることは、これからの美里町のためにどうするかということです。そこには人口減少という課題は共通して持っています。それに対して、別々に計画書をつくるということは、非効率ですし、理屈として2つがあればどっちを示せばよいのかとなりますので、一つで、ですから皆さんにお渡しした原案の上の部分に2つの名前を記しています。それでなんで並列かということが問題なんですけれども、国の方では法律をつかって、それに努める、努めるための計画を策定したところには国が役割をやる、国の役割というのは、国から交付金を配って応援するということです。ですので、国の役割としての交付金は町としては欲しいです。ですので、今回は2つの名前を併記して、地方創生の総合戦略も兼ねて策定します。これから今年を含めて5年間、概算要求では思った以上の概算要求のようですが、けれども、それであっても1千万でも2千万円でも国からの財政支援をいただきながら事業を進めて行くのは財政運営の鉄則でありますので、財源を活用するということもあって地方創生の総合戦略も策定することにしたものです。くどい話となりましたが、皆さんにつきましては今までどおりの総合計画の作成と同じように、総合計画のこれからの美里町のまちづくりをどうしていくか、そのような審議をしていただければと思います。説明については以上ですが、足りないところは、後ほど追加で説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

徳永会長 それでは、只今の説明に対して質問があれば、お出ししていただきたいと思いますが、議事録の作成もありますから、発言の前にお名前をお願いします。

曾根委員 1番の曾根昭夫です。今の説明について簡略に質問したいのですが、失礼な話しですがということですが、それはまったく失礼な話しですよ。それはいいですよ。意見をよく聞けということですよ。

須田課長 どの辺でしょうか、具体的にお話してください。

曾根委員 あなたが説明するときに、長々と話をして、主体的なものがなくなってしまうような言い回しをしたではないですか。

須田課長 どの辺ですか。

曾根委員 現に言ったじゃないですか。それをもとへ戻して聞かせてください。

須田課長 戻さなくても、曾根さんが指摘するなら説明できるのではないですか。私の話のどのところなのか。

曾根委員 あなたはね、いろいろな会議を私歩きましたけれども、質問はいろいろな質問は無駄だと、そうなると言いたくとも言えなくなってしまう。そういう言い回しだったんじゃないですか。

須田課長 会議のルールの話ですか。

曾根委員 そういう言い方は、あなたは失礼ですよ。

須田課長 会議のルールの説明の中での話ですか。皆さんにもお断りをしましたように、皆さんにはないと思いますが、これまでにそうした傾向がございましたので、注意をお願いしたいと申しあげました。なにも皆さんがこれからそのようになるのでやらないでくれと言っているわけではないのです。これから、この会議の中では簡潔な説明、簡潔な質疑をお願いしたいということですので御理解をお願いします。

曾根委員 この総合計画の11月30日となっておりますけれども、もともとスタートが遅れています。その点の関わりはどのようになっているのですか。それから、前回見直しについては3月の何日かまで十数回に渡って、やっととりまとめが出たということです。しかし、これは何たることや、なぜこの11月30日ってことで縛られているのですか。総合戦略のためにですか。ゆっくりかけてやったらいいんじゃないですか。

須田課長 先ほどもお話ししましたが、繰り返してお話しいたします。まずは、ゆっくりかけてやる、皆さんの意見を何回も、それからたくさんの人から聞くということは大切なことです。しかしですね、これは30人でなく40人も50人、あらゆる皆の意見を聞くことは大切なことです。この審議会には期間、時間的なもの、人数的な制限がありますのでできませんので、去年から意見を聞く機会をですね、これから説明しますけれども去年の9月ぐらいからグループインタビューをしたり、住民懇談会をしたり、ご出席の皆さんの中にもグループインタビューだったり個人で意見を出されたりした方もおいでだと思いますが、町民の皆さんから意見を聞く努力を今までやってきました。それを聞いて、原案を作成して、審議会においてお願いしたいのは、これまでの意見などがどのように反映されているのか、そしてどうしようとしているのか、その方向性について審議していただきたい。それから、先ほどもお話ししましたが、期間が長ければ、その期間を密接に行っていけばそれは良いと思いますが、しかしですね、私の方では1週間か2週間に1回のペースとと思っています。3週間も開くと間延びしますので、1週間、毎週、あるいは2週間の間隔を半年も1年も続けていると皆さんに相当負担にかかると思います。これから11週あります。毎週やれば11回あります。しかし、11回という会議をですね、この内容の量からして必要なと思います。ですので、私の方では2週に1回、それは部会によって変わります。これが

ら部会の中でどのような回数で行っていくのか、部会の中でお願いします。最低10回、11回は開くことができます。しかし、少なくとも、3回から5回は開いていただきたい。期間については制限があります。今までは町民の皆さんから意見を聞いてきました。そして策定をして2か月ちょっとの期間で審議をいただいて、その後に議会との報告もありますけれども、その後もう一度町民の方に説明をする、あるいはパブリックコメントを実施します。今の現計画が3月で終わりますから、4月からは新しい計画に間に合わせるようにとの日程で設定していますので、御理解をいただきたいと思います。

曾根委員 自分でこう自画自賛しているようにしか聞こえませんか。なぜ、11月30日になったんですかと聞いているんですよ。

須田課長 先ほども説明しましたけれどももう一度説明します。来年の4月から新しい計画として使うためには逆算してきますと、11月30日までには審議会から答申をいただき、その後に議会とも協議をしながら、確定したら町民への説明も必要です。その前にパブリックコメントも行いますが、その後に町民への説明を行ってそして4月からスタートする日程から申し上げますと11月30日がギリギリの日程となりますので御理解をお願いします。

徳永会長 総合計画につきましては議会とのスケジュールもありますので今のスケジュールでは、11月中に答申を行うことで、非常に時間が限られてきますので、建設的な議論をいただければと思います。

曾根委員 パブリックコメントで意見を募集していますがその町の意見を出していますか、それがきちっとしていなければ進められませんね。

須田課長 曾根委員さんから、ちょうど良い質問があったのですが、説明するのを忘れていました。今回のパブリックコメントの内容の対応については、内部でやっと対応の精査を決定しましたのでこれから公表してまいります。パブリックコメントの対応についてはこちらの内容と含めて次回ご説明をさせていただきます。

徳永会長 その他、ありませんか

松田委員 松田です。確認しますけど、11月30日で審議会は解散ということですね。それでこういう全体会議は何回ですか。

須田課長 これについては、その他のところで運び方、スケジュール、資料10ですが最後に説明します。

松田委員 部会に分かれて行うわけですね。そうすると全体でこれをやる機会というのはないわけですね。

須田課長 それもその他のところで。

松田委員 何回くらいですか。

須田課長 全体会については資料のスケジュールにもありますけれども最初と最後は必ず必要になってきます。そのなかに中間ということで1回入れてありますが、例えば私の方から提案したいのですが、その間にもう一回ずつ、併せて5回を全体会でやって、その全体会の終了後に部会を開くということで、1時間から1時間半くらいの全体会をやってその後に、1時間から1時間半くらいの部会を開くという開催の方法もあると思います。それで部会は今日を含めて5回となりますが、部会によってはそれで回数が少ないという場合は、各部会で単独で開いていただくということでも良いと思います。全体会を開いて部会を開くと部会の時間が制約されますので全体会を3回で提案しておりますけれども、2回くらい追加して割り振っていただいても良いと思います。

松田委員 非常に充実な内容で正解な答えをださなければいけないという分厚いものをね、2週間置くんでしたら、こう言ったら失礼なんですけど、最初の段階で前もって資料を配っていただいた方が良いのではないかと。先にいただいてですね、ずうっとやってきた人はいいんですけどはじめての人はね、これで部会に分かれて審議するとなると、うーん、そういうことです。

それから総括ですけど、これを全国的に広めた西村さんと言う人ですけども、彼が言うには反省をね、反省をなさいと。反省をして、そしてそれは責任を取らない反省をすることによって、前があるということですけども、そういった点をね、我われが見てこれを吟味するとなると、ちょっと、はじめて審議会に出たものとして、どうなのかなと。我々は与えられたことをしっかりとやりますけど。

徳永会長 前回の見直しの際にそれぞれの項目を分科会の方でご確認をしていただいたと思うのですが、全体会の中でそれを全部一個一個取り上げるということはできませんので、その辺につきましては部会の方で進めていただきたいと思います。その部会の進め方というのはそれぞれ部会の中で違いはでてくるかなと思いますけれども、実質3回くらいの審議の中で全体を完成していただければということで、非常に短い中で委員の皆様方には大変なご苦労になるかと思われましても、何分よろしくお願ひしたいと思います。

手島委員 手島です。全体的なところでよく分からなかったので、申し訳ありませんが説明していただければと思います。美里町総合計画と美里町総合戦略という2枚看板という形なんですけれども、まず、基本理念や将来像、平成19年3月策定の時には、一人ひとりが輝く共に生きるまちづくりというところと将来像というのがあるのですけれども、こちらは今日いただいた資料、今見ていて読み込んではいないのですけれども、20ページの基本構想のところ、美里町の将来像2040年というところですね、これはもう総合計画そのものがまるっきり違う形として新しく策定するという形になるのでしょうか。

徳永会長 議論がだいぶ中身の方に入ってきてしまっているんで、その後の報告の中ですので、まだその前に審議会の設置についての説明でしたので、その際にお聞きいただければと思います。

手島委員 それをおいての審議を始めるに当たって、ここを理解しないとなんか進んでいけない感じがしたので質問しました。

須田課長 それは次の7の3のところ、説明します。

松田委員 部会では全体の話をしてはいけないのですか。

徳永会長 全体との関連の中でそれぞれをつなげて考えていかなければならないので、全体的なものに関わってくることもあると思います。

松田委員 ぜんぜん違う部会に質問していいのですか。

徳永会長 それについては全体会の方でお願いします。
次に報告について入らせていただきます。説明をお願いします。

須田課長 7の報告について説明をさせていただきます。先ほどもお話をしましたように3つに分かれています。策定にいたるまでカッコ1とカッコ2です。そしてカッコ3で計画の原案となります。カッコ1については取組の総括、カッコ2については住民意見、住民意向の把握についてであります。カッコ1については私の方から説明をさせていただきます。カッコ2、カッコ3については係長の佐々木が説明します。カッコ1は資料の7、7、8の3つが関係してきます。今回、全体会を1回、2回と分けて開かせていただくのは、1回目の今回で概要を説明して、皆さんには資料を持ち帰っていただき、内容をよく見た上で2回目の全体会で質疑や意見を出していただければと考えております。本日はこまく説明はしませんが、これらがどのような構成でつくられているのか、作成までの経過とこれら

の位置づけを説明します。合併してから今までも、その前の旧小牛田町でも旧南郷町でも総合計画をつくってきました。これまで行ってきた総合計画に基づいてやってきた計画行政に対して反省点と申しますか、それらを合併後の10年間で直そうとしてやってきたが中々直らない。そのことがここに書いています。一点目は最初の町長の挨拶でも申しましたように総花的で焦点が絞れないため計画的な行政につながってこないという点です。2点目は、こういう言い方はなんですが、今はまだ財政はひっ迫とまではいいていません。ある程度は運営できている状況であります。と言いますのは国の方からですね、かなりの経済対策で交付金を交付したり、補助金を交付したりして、それにずいぶんと左右されてきたことです。ですので、最初に計画をつくってもそのとおりにならず、どうしても総合計画と合わなくなってしまうのです。総合計画に予定した、例えば今後整備しようと思っていた公共施設の整備が、急に良い補助金、良い交付金がつくと前倒しでやってしまう。それによって財政計画と総合計画と一致がなかった。かなりバラバラになってしまった。これまでは良いのですが、これからは国から来る金が減る傾向ですから、来る金が来なくなることもあり、予定どおり計画していても今までより苦しくなります。それ（財源）に対して総合計画が一致していない限りは、総合計画は絵に描いた餅に終わってしまいますので、総合計画と財政計画の一致は次の計画で最も大事な、総合計画と行財政運営の基本的な確保ですけれども、あくまでも財政的にしっかりとやれるということ（保障）が大事であるということです。これが2点目の反省点です。3点目はですね、今少子化の問題、人口減少はとっくに前からこうした社会が来るということはわかっていました。しかし、この計画期間、10年だけの短い期間だけでものを考えてしまったという反省であります。10年前から少子化対策にもっと力をいれていれば、違った状況になっていたかもしれません。長いスパンでモノを考えること、それが大切です。これは反省すべき点です。長いスパンでこれからは考えていきたいと思えます。4点目は、なかなか難しいのですが、民間企業の事業評価と違って、町の事業はなかなか数値で捉えていくことは難しいのですが、いろいろと試行を行ってきました。それをきちんと定着化させて機能的にまわしていきたいのですが、まだ制度としてはできておりません。ですので、これについても反省点の4つ目としてあげています。今までの計画行政を進めてきた中での反省点はこの4点です。次に個別の政策に入りますが、資料の6と7になります。政策は24あります。政策の下に施策があります。24の政策についてそれぞれ分野ごとに、これは総括ですので自分たちで行っています。内部総括ですので厳しめにしています。これ以外にもやっているのはたくさんあります。全体的には、大きくとは言えませんが、進んできている部分はずいぶんとあります。しかし、遅れている部分もあります。できるだけ遅れている部分を取り上げるようにして書いてあります。この遅れている部分については次の計画に何らかの施策が必要であると思えます。それぞれ300字から400字ぐらいで標記をして、その下には住民満足度、それぞれ24の政策について、町民の皆さんに0点から100点までの中で何点になるのか、2000人の方からアンケートをいただいております。これは9年前の平成

18年にも行っています。中間見直しの時にも行いました。18年と27年を比較しています。カテゴリーが変わっていますので、カテゴリーが若干違っているものは前回23年と27年を比較しております。見ていただきたいのは、それぞれ四角で囲んでいる数字はその項目の今回の満足度です。24の項目で比較し、どの項目が満足して、どの項目が満足していないかを見ていただきたいと思います。それから、前々回の9年前と比べて満足度が伸びたか、伸びていないか、それぞれ左側の数値と今回の四角で囲んだ数値とを比較していただければと思います。それから、ちょっと分厚いのですね、これは先ほどもお話ししましたように、それぞれの施策、事務事業の評価です。色々な方法を試行してきました。今取り組んでいる方法はこの方法です。平成23年に計画を見直してから、各事業をサマーレビューで、サマーレビューとは夏の間企画財政課と総務課が聞き取り役といいますか、まとめ役となって各事業課とやりとりを行うものです。そのやりとりを行うための資料です。サマーレビューをするのは、それぞれの事業の進捗管理、どこまでおこなわれているのか、あるいは行われているものが当初の計画とどう違うか、これらについて事業課とやりとりを行っています。そのやりとりで作成した資料です。資料的には多くなっていますが、表紙の裏にそれぞれの見方、説明を書いています。全部見るのはかなり大変だと思います。関心のある部分をそれぞれ見ていただければと思います。いずれにしても資料6、7、8は、現在も作業作成中で現在ではまだ案です。来年の3月で(計画が)終了した後に、4月に総括を決めて公表します。こういった町側のこういった総括の考え方を皆さんにおわかりいただいた上で次の計画の審議に入っていただきたいという考えで、現在はまだ未熟な内容のものですが、皆さんにお示しをしたところであります。カッコ1につきましては以上でございます。カッコ2、カッコ3につきましては係長の佐々木が説明をします。

佐々木係長

企画財政課の佐々木と申します。よろしくおねがいいたします。

お手元の資料9の住民意見・住民意向調査の資料がございます。

大まかに言いますと2点がございます。1つめは住民意見について、もう1つは住民意向調査についてという2点でございます。住民意見について、ということですが、こちらは昨年部落といえますか地区ですね、またはいろいろなグループの方々にお話しを聞きながら、まとめてきたというところがございます。平成26年度につきましては、7グループくらいお話しを聞いてきた。行政区におきましては6地区、またアイデア募集については、まちづくりに対するアイデアとして7つの提案をいただきました。平成27年度につきましては、アイデアを3件、グループインタビューを5回行いまして、地区の懇談会を9箇所で行いました。そのとりまとめを行い、同じような発言、内容についてはまとめていただきました。同じような分類で分けさせていただきました。すべては説明いたしません、その内容を説明させていただきます。資料をめくっていただき、1ページ目でございます。章ごとに分けさせていただきました。章については後で説明いたしますが、計画書が5章からできていますので、それに合わせて整理させていただきました。それで

第1章、社会教育や学校、文化芸術、社会体育といったところでございますが、やはり、大きく言えば、施設の利活用ですとか、スイミングセンター、あと少子化による学校の整備というところが、大きく目立つところなのかなと。2ページ目をごらんください。2ページめにつきましては、大変傾向があるところだと思います。保育所、子育て、子どもそういった内容のキーワードがたくさん挙げられております。これは現代社会の子育て支援に対するこれからの期待やこれまでの不満、そういったものに対するものが反映されている意見なのかなとこちらでは受け止めております。それでは3ページをご覧ください。3ページにつきましては、産業分野になります。こちらにつきましては、やはり雇用の問題、又地元の産品のこれからの活かし方、そういった話が挙がってきているところが目につくといったところであります。4ページにつきましてもすべて産業振興ということになります。こちらで出た意見では人が集まる場所が欲しい、こういった意見が挙がっています。こちらもお帰りになってからゆっくりお読みください。続きまして5ページでございます。5ページにつきましては第4章の暮らしやすさを実感できるまちづくりの章でございます。ここは、いわゆる生活環境について、どうですかということに対し、意見をいただいたところです。この中では子どもを遊ばせる場所、というキーワードがでてきています。あとは公園整備、環境美化、また交通機関、公共交通機関の利便性の向上、というところに意見があったというところでございます。続きまして7ページ目でございます。こちらは、自立を目指すまちづくりということで、コミュニティであったり、地域であったり、あとは財政運営であったり、に対する意見であります。こちらで目立つのは、地域の後継者、あと、他からの転入者が意見として多かったのが分かると思います。どうしてもやはり、地域の子どもがいないなどのご意見が目立つことが分かります。8ページにつきましても、地域のなかでの交流やコミュニティーセンター、若者、あとよそからくる人の受入などがある、皆様におかれましても、これを参考にできるのかなと思っておりますので、参考にさせていただけたらと思います。

では、つづきまして資料9 - 2と書いてあります住民意向調査についてでございます。その1ページ目でございます。今回7月に実施しました住民意向調査の調査概要について載っております。こちらはですね対象者の抽出の詳細であります。まず初めに、町の人口の男女割合、年齢割合、あと地区の割合、すべてのパーセンテージを出しまして、それを人口にかけ合わせまして、小さな美里町をつくるような感じを出しております。そして回収率が96.4%ということですので、おおよそ小さな美里町として調査できたのかなと思っております。それで1ページ目につきましては、その内訳。2ページ目についましては、内訳のグラフとなっております。性別、年齢別、年代別、地域別、職業別などとなっておりますのでごらんください。では3ページ目でございます。3ページ目につきましては、住民意向調査の満足度調査、満足度になります。100点満点中、一つひとつ政策名が書いてありますけれども、第1の社会教育の充実から始まりまして、第24の行財政運営の健全化といったところまで、何人からお答えいただきまして、何点と点数を表しています。

100点満点中何点と、平均点数をわりだしたものが、例を申し上げますと、社会教育の充実が1084人からお答えいただき、72人の方は白紙だったと、それで今回のH27年度の平均点数は56.7点でした。それで、前回平成23年度につきましては56点で、比較すると、0.7点上がりましたよ。たまたまこの政策につきましては上がりましたが、逆に下がった政策もございますので、表をご覧くださいいただければお分かりになると思います。点数の上がり下がりもあるんですけども、ではこの点数を並び替えたものが次の表になります。こちらは平均点数順になります。番号は左が第いくらとありますけれども、点数順にはなっていません。前回の平成23年の順位だけの変動について、順位推移として書いてあります。いくらか申し上げますと、上から3番目、第18居住環境の質の向上が、順位で言いますと10位から3位に上がったと、また、上から5つ目社会教育の充実も11位から5位に上げていると。こういった内容になっています。続きまして、5ページでございます。5ページにつきましては、今度は満足度ではなくて、重要度と、こういった政策があなたにとって重要だと思いますか。というような設問でございました。それで1番目に必要なもの、2番目に必要なもの、3番目に必要なものをチェックしていただき、それについて1番目には3点、2番目には2点、3番目には1点として、これを点数化して足したものが、今回の得点です。点数はあまり気にしなくてもいいのかなと思いますけれども、重要なのは、次の6ページ目になりますけれども、これが大きく、住民に何が選ばれているのか。大体が1位か2位くらいしか大きく変動していない、需要さはあまり変動していないということになっています。こちらは、あくまでも点数ですので、この点数の散らばり具合もあとでご紹介させていただきます。では次に7ページ目でございます。これは今度、社会教育の充実、学校教育の充実とありますけれども、それぞれの政策の中でこういった取組が優先的にやっていくべきか、というような資料になります。こちらの選択率です。それで、例えば第1社会教育の充実において言えば、番号が1が一番下になってしまっていますが、多様な学習機会の提供が54.7%と選択されており、それで特出している点だけ申し上げますと、7ページの下、学校教育の充実におきましては、やはり小中学校における教育内容の充実が選択されている。9ページで言えば第6保健の充実の住民健診・がん検診などの検診体制の充実が57.7の数値となっています。また、10ページに移りますと医療については、やはり救急医療体制の整備と充実に多く選択されており、下の高齢者福祉におきましては、介護者の支援に60.3%選択されている内容になっています。以下、11ページ以降、お帰りになってからみていただき、参考にいただければよいと思っております。

以上で、住民意見・住民意向の把握についての説明を終わらせていただきます。

では、続けて、資料5 美里町総合計画(案)を説明いたします。本日、初めてお渡ししますので、なにぶんまだ調整項目も残っています。計画書の構成、どんなことが書いてあるのか、という内容をご案内いたしまして、次回にまた、詳細な説明をしたいと思っております。計画書の内容を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

先ほど課長からもありましたが、まだ確定したものではありません。今回は初版ということで、お読みいただきたいと思います。よろしく願い申し上げます。まだ原稿ですので、最初から1ページとページ番号が入っております。目次になります。あいさつ・はじめにと始まりまして、ページ下の基本構想、次の4ページ、基本計画となっています。次に章をご紹介します。4ページに重点プロジェクトが3つありまして、その下に第1章生涯を通して学び楽しむまちづくりということで4政策10施策があると考えていただきたいと思います。次の5ページの第2章、健やかで安心なまちづくり、こちらにぶら下がる、政策は6政策10施策となっています。次に5ページの下、第3章の力強い産業がいきづくまちづくりのところでは、4政策10施策がぶら下がる。次に6ページ目でございます。中段から少し上、第4章暮らしやすさを実感できるまちづくりのところでは、4政策7施策がぶら下がる、それで下の第5章自立を目指すまちづくりには6政策9施策がぶら下がる。このような構成になっています。後でも話に出てきますので忘れないようお願いいたします。

では、8ページ目、9ページ目をごらんください。8ページには町民憲章、9ページ目には今後の審議会を踏まえまして町長のあいさつが入ります。では、10ページからはじめにでございます。はじめにでは、町の概要を載せていきたいと、それで町の概要を載せながら今後の町の姿勢や今の町のテーマなどを載せています。それで町の概要については、面積・人口・人口の詳細・産業別人口などが掲載しております。それで2番目は、これからの町の姿として美里町の、町政運営、行財政運営について、安定した行財政運営を行うと掲載させていただいております。それで、11ページの3のこれからの美里町解決すべき主要課題として記載しております。まず第一には産業振興・雇用対策であろう。やはり住民の人たちが住むには収入の確保が必要であろう。それで若者の転出を招かぬよう、雇用をつくっていく、それでさらに活気のあるまちをつくっていく。産業によって盛り上げていく。ことを一つの課題として主要な課題としております。もう一つ人口のことでございます。こちらでは、やはり若者が町から転出していくことを重く受け止めています。それでそのまま若者が減っていきまると、地域の担い手の問題に影響もあることから、今のうちから止める必要があると考え、主要な課題の一つとしております。また、最後に子育て・教育といったところですが、女性の社会参画、人口減少対策、少子化対策とあわせて、出産・子育てへの切れ目のない支援の充実の環境の整備が必要であろうというような課題としております。次の12ページでございます。12ページ目につきましては、計画の位置付けとして、まちづくり、これから進めていくためのものですよ。ということ。計画策定の経緯としてこれまで計画が終わるものですよ。ということ。また、計画期間については5か年の計画期間としている。先ほど目次のところでも触れましたが13ページに色分けしております。1章から5章までで成り立つ行財政となっています。生涯を通して学び楽しむまちづくり、教育や文化やスポーツが主になります。次に第2章健やかで安心なまちづくりとして、保健や福祉や医療、そして子育てが入っています。そして第3章力強い

産業がいきづくまちづくりでは産業、農業、工業、商業、また、サービス業といろんな分野が入りますけれども、これらでいきづくまちづくりをしていくんだというのが第3章になります。次に第4章につきましては、生活環境になります。防災、水道、下水、そして道路、環境衛生そういった内容が第4章になります。第5章につきましては、コミュニティ政策であったり、国際交流政策、町の財政、職員といったところが第5章になります。次の14ページでございます。8の計画の推進というところで、今さらながらですが、わざわざ書かなくてはいけないというところが恥ずかしいところですが、まず組織の連携が必要でしょう。組織の連携、具体的に庁内全体で取り組む、また、ほかには、民間の力を借りながら、民間のアイデア、そういったものを創意工夫を凝らしながらまちづくりに取り組んでまいりたいとわざわざ書かせていただきました。次の計画の進捗管理については、つくる・実施する・評価する、そしてダメなところは直すといった繰り返しを行いながら進めていくといったところを書かせていただいています。15ページからは人口ビジョンになります。15ページについては、これまでの美里町の人口の推移。減少していることが分かりますし、16ページには生まれたかた、亡くなった方、転入された方、転出された方、の推移が分かります。また、17ページについては、これは国の研究機関がこのままだと美里町はこうなりますよと推計したものです。それに対しまして、18ページの下の方、人が減るのは免れない、ただその減少を少しでも食い止めることが必要なのであろうと。転入転出を均衡し、子育て環境を充実させながら、1人よりは2人、2人よりは3人、生まれるような地域をつくっていきたい、つくっていかねばならない。と考えています。次のページには人口ピラミッドが載っております。次に20ページでございます。美里町の将来像2040とありますけれども、最初に会長が言いましたけれども、もっと長い目で見る必要があるのかなと、町でも考えております。5年、10年先でなくて、2040年、美里町では2040年を見据えて、2040年の姿を、産業が発展し、人が集い、賑わいのある生き生きとした暮らしができるまちに、2040年にはもっていこう、それでその将来像、2040年の達成に向けて、に触れているのが下でございます。計画期間の5年間を重ねながら、5か年に分け、2016年からは、2020年まで、実績を残しながら、また評価を重ねながら、次の段階、次の段階と進み、将来像2040を作り上げていく。21ページです。では、何に取り組むかということです。稼げるまちをつくりましょう。また、人が集まる場所をつくらなければならない。産み育てやすいまちをつくらなければならない。このことに取り組みながら計画期間を進めていく。22ページ目でございます。全体の町の方向性です。生涯を通して学び楽しむまちづくり、ひとつ例を申し上げます。子どもたちは町の宝です。まちづくりは人づくりです。学校教育と幼児教育に重点を置いたまちづくりに取り組みます。といったところを方向性としまして、町はこれから行財政運営に取り組むとしています。次に23ページです。今後の産業活性、住環境の向上、子育て支援の、今までの総花的なものから、重点的に3つのプロジェクトに取り組もうとしました。26ページにございます関連施策の21、22、23などに優先的に取り組みな

がら、また、27ページにつきましては、27ページにつきましては、人が集い、若い世代が住みたくなるまちをつくりますとして、ページ下の関連施策の14、32、34、38に優先的に取り組もう。というところです。

小野委員 大変重要な話をしていることは分かっていますが、次の分科会の日程もあることなので、もう少し省略していただきたい。

佐々木係長 はい、わかりました。
31ページ目からは、それぞれの施策の内容になっています。あと、33ページ目からは施策の1番、同様に34ページの下から施策2となっています。その後も同様の構成となっています。

地方創生の関係ですが、地方創生がうたわれる前から人口減少、産業活性による盛り上げ、そして子育て支援は、町は考えなければならないものでした。たまたまタイミングが一緒になって、地方創生にのっとった総合戦略、町の総合計画がたまたま一緒になっているとの解釈でよろしく願いいたします。

徳永会長 だいぶ時間が過ぎていますが、具体的な中身につきましては次回以降、になると思いますが。

手島委員 先ほど質問した内容の回答がここで行われるということでしたけれども、分かりませんでした。まるっきり新しいものになるということでしょうか。

佐々木係長 将来像につきましては、もっと具体化して、まちづくりをすべきであろうと、あたらしいものとして考えてください。

須田課長 補足します。まず一つの計画が終了します。前の計画にも将来像がありました。10年先を見据えた、また将来を見据えた将来像が。今回、これを改定した次の計画の将来像としていただいて結構です。今まで将来像が必要でした、しかし、あれもこれもとすることはできません。今回は、反省にも書きましたが、かなり焦点化しています。産業に絞り込んでいます。今回は将来像を書き換えながら進めていきます。

手島委員 あとは、次回に持ち越したいと思います。
あともう一つよろしいでしょうか。先ほどからアンケートを2000人、2000人と言われていますが、資料9の、アンケートのデータのどこに反映されるのかと。資料だと1,199名、回収率96.4%となっていますが。話の中では2000人と。

- 佐々木係長 すいません。発言の訂正をさせていただきます。約 1200 人、1,199 人が正しいので、よろしくをお願いします。
- 手島委員 どのようなアンケートをとったのかが分からないので、実際にとったアンケートを資料として、いただきたいのですが。
- 佐々木係長 次回にアンケートを用意いたしますので、よろしくお願いいたします。
- 古内委員 人口の将来に向けてというところで、1.80 を目指しますとありますが、現在はいくらなのですか。
- 須田課長 現在は、1.3 位ですが、単年度でとるとバラつきがあることから、5 年前にとっているのですが、1.3 ないです。
- 松田委員 政策と施策すべて合わせると数はどれくらいになりますか。
- 佐々木係長 24 の政策と 46 の施策となります。
- 徳永会長 その他よろしいですか。
具体的な内容については次回以降になりますので、次に進めさせていただきます。
次第 8 部会について説明願います。
- 佐々木係長 部会についてですが、部会の名簿を只今配布させていただいております。
- 徳永会長 只今、事務局から名簿をお配りしておりますが、各部会の委員については、このようにさせていただきたいと思います。それぞれどの部会に配置されているかご確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。それでは事務局説明願います。
- 佐々木係長 ただいまお配りした資料の中に部会についてという資料がございますが、こちらについてご説明申し上げます。
部会の目的ですが、審議会条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、部会を設置し、美里町総合計画の調査審議する円滑な策定作業を図ることを目的としております。各部会の委員配置につきましては会長が指名することとなっております。また、部会の部会長及び部会長を代理する方を選任していただくこととなります。第 1 回目の部会は、この全大会終了後に開催いただきまして、その後の第 2 回の部会は、第 2 回総合計画審議会の終了後に開催ということをお願いいたします。その後、第 3 回以降の部会の開催に

については、できるだけ多くの委員が出席いただけますよう部会ごとに日程を調整していただければと思います。

会議の詳細につきましては、部会の進行役については、部会長が決まるまで職員が務めます。部会長が決まりましたら、部会長が座長となり会議を進めてください。

総合計画案の13ページをご覧ください。第1章の生涯を通して学び楽しむまちづくりを審議いただきますのが教育文化部会となります。第2章が保健医療福祉部会、第3章が産業振興部会、第4章が生活環境部会、第5章が総務行政部会となります。

資料10をご覧ください。左側が審議会の項目、右側が部会の項目となっております。第1回審議会が13日の日曜日、本日の開催となっております。部会の項目には第1回部会開催となっております、顔合わせ、部会長選任等が議題となっております。まだ決定しておりませんが、9月の28日から30日頃に第2回の全大会を開催する予定となっております、同時に部会も開催予定となっております。第3回の全体会につきましては、10月の末頃を予定しております。内容としては中間報告となる予定でございます。部会につきましては随時開催いただきまして、11月10日前後を目途に部会のまとめをしていただき、最終の全大会で報告いただく予定となっております。なお全体会の開催につきましては、予定でございますので、今後回数が増えることもございますので、ご了承いただきたいと思っております。

徳永会長

全大会、部会の今後の予定について説明いただきました。

ご質問ございますか。

(なしの声あり)

ご質問がないようですので、本日の全体会につきましてはこれで閉会させていただきます。

大変お疲れ様でございました。

審議終了

- 午前・午後12時04分 終了 -

上記会議内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

会議録署名委員

會議錄署名委員
